

議案第108号

さいたま市市長等の給与の特例に関する条例の制定について
さいたま市市長等の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年4月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市長等の給与の特例に関する条例

(市長等の給料の特例)

第1条 市長、副市長、水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員及び特別職の秘書
(以下「市長等」という。)の給料の月額は、さいたま市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第40号)第3条の規定にかかわ
らず、同条各号に掲げる職の区分に応じ当該各号に定める給料の月額から、当該
額に次の各号に掲げる職の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じ
て得た額とする。ただし、市長等の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、
同条に規定する額とする。

- (1) 市長 100分の30
- (2) 副市長 100分の20
- (3) 水道事業管理者 100分の10
- (4) 教育長 100分の10
- (5) 常勤の監査委員 100分の10
- (6) 特別職の秘書 100分の10

(端数計算)

第2条 前条の規定によりさいたま市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例第3条に規定する額から減じることとされる額を算定する場合
において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。